

ソーシャルワークの普遍性と専門性

—人材養成教育の動向からソーシャルワーカーの機能とその専門職性を探る—

宍戸 明 美

キーワード：社会資源開発，専門職養成，ソーシャルワークの統合化，ネットワーク，ナラティブ・アプローチ

要約：本稿ではソーシャルワークは果たして専門職か，という古典的な疑問を軸に専門職ソーシャルワークの成立過程を概観し，その過程で現れる矛盾を捉えながら根本的な課題を提示してみようとするものである。専門職として成立したソーシャルワーカーの養成教育，特にソーシャルワークの定義にある「相談業務」と「連携」業務を担う背景を検証し，袋小路にあるソーシャルワーカーに求められる機能を問い，そしてそのための体系的な教育カリキュラムの必要性を述べている。

はじめに 一本論の展開と概要

1. 問題の背景

改めて，日本におけるソーシャルワークの成立過程を振り返ってみると，様々な試行錯誤を繰り返しながら今日にあるが，尚且つその混迷の一途であり先を見通すことができない状況を背負っている観を拭えない。特に1987年（昭和62年）の年に成立した「社会福祉士及び介護福祉士法」は専門職養成教育の本格的資格法の取り組み宣言であり，ソーシャルワークの専門職史の一到達点でもあった。それを前後して議論や賛否があったものの，特に“ソーシャルワーク”研究の課題は「専門性」「専門職性」への追求であったし，それとともに追及されるキーワードは“アイデンティティ”という“立ち位置”探しであった。その間，さては“ソーシャルワーク”は日本には馴染まない等々の議論が延々とあり，なかなかこのことばは定義つきでしか使用できなかった経過もあった（渡部2003：4）。技術関連科目として従来までは

「社会福祉援助技術・演習」という名称でその知識や技術が教えられてきた。いったい何が社会福祉援助技術の固有の知識であり技術であるのか，疑問をおきながらも，歴史を紐解き伝統的三方法ということで「ケースワーク」「グループワーク」「コミュニティワーク」を中心に組み立てられ教えてきた教科であった。しかし，変動する社会的・経済的背景から生み出される社会問題・課題への対応はできず，養成教育の無力化に向き合うなか，2000年の社会事業法改正で名称変更した「社会福祉法」では福祉の理念や定義が抜本的に見直された。その後2007年社会福祉士及び介護福祉士法の改正があり，社会福祉士養成のカリキュラムも実践力養成へと大きく変わった。キーワードは地域福祉を基盤に，連携と協働であり，その調整をする方法として“ケアマネジメント”に注目された。時にはケースワークは消滅し，その代わりのソーシャルワーカーの方法はケアマネジメントであるともいわれ，その関連技術としてチームワークやコーディネーション等が強調された

りして、未だ技術体系は流動的である。

従ってソーシャルワークの次の課題は他職種専門家と対等に協働するための知識であり、技術の確立であった。その基底には科学としての学問を証明するための研究方法、例えばもっとも主流であるEBP (Evidence Based Practice) が昨今の研究誌や学会誌で特集として取り上げられている(注1)。ソーシャルワークの内容もジェネラリスト、スペシャリスト・ソーシャルワーカーを基軸にさらに認定専門士(2008年案)の議論から2010年3月には認定社会福祉士、認定専門社会福祉士という認定資格の名称で「専門社会福祉士認定制度」の報告書がまとめられ、設置を取り決めて動き出している。

このように長い年月をかけて日本のソーシャルワークといわれ、向き合い続けた過去から脱皮し、ソーシャルワーカー養成の体系を徐々に確立してきた。この目的にはいかにしてでも証明したい専門職としての確立であり、そのための科学的学問の確立であった。

2. 問題の所在：

しかし、果たして衣を変え新しく組み替えた技術で新たにスタートしようとするソーシャルワーカーの課題は解決していくのであろうか。実態に即したクライアントのニーズに答えていくのであろうか。本論では再度ソーシャルワーカーの課題と変遷のプロセスを確認しながら本当に“ソーシャルワーカー”教育として養成カリキュラムが評価できるものかどうか、長年の祈願であった固有の専門領域の確立に繋がるのかを考察することで、改めてその専門職性と科学性へ疑問を投げかけてみたい。

3. 研究方法：

本稿は三島亜紀子(2007)の論を辿りながら、今日のソーシャルワーク専門職養成教育の再編成に向けて動いているなかで、具体的に大きく変更された社会福祉士資格のための養成カリキュラムを素材に、そこで提示されている専門職性について、二つの主たるテーマ、「ネットワーク、ナラティブ」と「社会資源開発」を切り口にして文献考察を加えながら論考していく。

4. 概要

ここでは以下の内容にそって進められている。

I ソーシャルワーカーの専門職への道

1960-70年代の福祉課題に対応し、問題解決することができないソーシャルワーク批判のなか、その専門性が問われた。その後1980年代頃からのエコ・システムを取り入れた理論枠から、2つの方向へ動き出した。一方では内省的なモデルやアプローチへ戻ることで、クライアントの主体性を掘り起こし、自ら解決を目指す—ここでは主観的介入、ナラティブ・アプローチに注目した。他方では外部、環境への広がりや援助に対する調査や有効性の評価に目を向けた客観的介入—EBPや社会資源のネットワークが主流であった。この2つの相違ったものが共存するミクロからマクロへの介入理論を取り入れることで新たな動きをしていった。

II 改めて、問題解決へのアプローチのキイであるナラティブとネットワークの位置を確認する。

III 1990-2000年代の現在、急激な社会・経済の変動のなか、今度は実際の現場からの役に立たないソーシャルワーカー、姿のみえないソーシャルワーカーの役割等の批判が相次い

だ。実際ソーシャルワーカーとしての職場が獲得できない状況が生まれている。それを受けて養成団体や機関は教育カリキュラムを大きく改変し、資格制度、認定制度を生かそうとした。ここ数年の大きな動きが果たして長年のソーシャルワーカーの祈願である専門性、専門職への道に繋がるものか、国や関連団体・機関が創ろうとするソーシャルワーカー像はいかなるものであったか。そこにはどんな問題点があったのか。

IVでは前章の考察から、今尚引きずって解決されないソーシャルワーカーの専門的役割を遂行するための根源的な問題は社会資源の確保、財源の確保、ひいてはソーシャルワーカーの自らの独立、自立ではないかと問い、そのためにも従来の思考から、制度的アプローチ、技術的アプローチにつづく第三のアプローチとでもいう枠意である資源開発への機能を蓄積することが必要であると述べる。さらにはその過程で現れる「社会資源から社会資本」への介入が新しいワーカーの主たる機能となるのではないかと提案をしている。

最後に、今までのわれわれの議論は専門職へのこだわりから余にもいくつかの要素を、特に社会福祉学とソーシャルワーク教育を混乱させて検討してきたのではないだろうか。大学等の教育—福祉教育と養成施設等の教育—養成教育の仕分け、あるいはカリキュラムの並列的思考ではなく、段階的組み換え、ジェネリックとスペシフィックの検討は継続的キャリアアップ研修として検討されているが、ソーシャルワークのもつ「普遍性と専門性」とでも表現できる内容を視野に入れた体系的な教育カリキュラムが求められる、と提言して構成されている。

I ソーシャルワーカーの専門職への道

三島（2007）はその著書のサブタイトルに“ソーシャルワーカーは専門職か？”と根本的な疑問を投げかけている。ある学生は初めての「社会福祉援助技術論」（新カリキュラムの「相談援助の基礎と専門職」の読み替え科目）の授業で「医者は命を守る人、警察官は社会の治安を守る人であるように社会福祉士は何を守る人といえるのでしょうか」と質問用紙に書いた。「そのトーンでこたえるなら生活を守る人かな？」と再度投げかけてみたが果たして学生はこの答えでわかったのであろうか。なんと抽象的で理解に苦しむ答えであろうか。Quality of Lifeというlifeは生命、生活、人生を表すという。この職域で専門職を謳うためにソーシャルワークの歴史はあった。なんども繰り返し議論されてきた“ソーシャルワーカーの光と影”のジレンマの歴史であった。

本稿では三島が追っかけた〈科学性〉を軸足に専門職とは、に疑問を投げかけていきたい。

(1) 専門職への変遷

まず、ソーシャルワーカーの専門職化に向けた取り組みとそれを支える理論研究の変遷を辿ることで現在のソーシャルワーカーが置かれている状況を明らかにしていこう。

ソーシャルワーカーの専門職として地位の獲得は100年にもわたる長い戦いであった。19世紀末、もともと宗教に支えられた慈善活動やボランティア等がおこなうものとしていた活動を専門職として社会的な地位を獲得することから始まった。まずそのモデルは医師であった。そのためには実践の理論化や科学化が求められたが当初から他の学問領域から理論を援用した。初期はフロイドの精神分析学理論、その後機能

主義、心理学、社会学、マルクス経済学、一般システム理論、生態学等様々な理論に影響を受けた。そのたびにモデルやアプローチが生み出され、最近はポストモダンやエビデンス志向へとその実践が議論された。

三島は「社会福祉学の研究者はこうした自らの歴史を振り返り、社会福祉学は他領域の学問を『移植』したものに過ぎないと卑下してみせる。そしてその上で『社会福祉学独自の視点』をどうにか編み出そうとしてきた（三島2007：iii）」という。

三島はさらに批判的に述べる。

その論（三島2007：iii）は、「社会福祉の学問の確立に否定的な声をあげたのは福祉の実践家、いわゆる現場からであった。学問は日常の業務には関係ない。実践において役立つことは少ない。大学で専門教育を受け資格を手にした若者より現場経験の長い無資格の方が有能である。そこでは研究の蓄積等、容赦なく放棄される。同時にアカデミックな場においても社会福祉学は市民権を得ることはできなかった。既存の学問理論を集成すると新しい学問が確立するという保証はなく、諸学問からの無頓着な理論の流人で成り立つ社会福祉学とは結局二番煎じにすぎず、学問や科学と呼ぶに値しないとみなされた。もろく傷つきやすい社会福祉学とは誕生当初から口にされてきたものであった～」として状況を振り返っている。

歴史的にはアメリカを中心に起きてきた1960年代からの人権運動とともに社会不安の解決に役に立たないとされた専門職思想への懐疑である。そこでは社会福祉学の科学性を高める客観主義的な学問のあり方がパターンリズムの温床となると指摘された。それは今まで「科学」化への努力が無意味となっただけではなく、「科学」化によってソーシャルワーカーの

専門性が高まるという考え方こそ危険であると指摘されたことと重なる。

三島の皮肉な言説を待つまでもなく、この状況はこの業界に携わる実践家も研究者もともに常に向かい合ってきた閉塞状態のジレンマであった。

しかし、現実には社会は少子高齢社会、経済・社会変動を背景に貧困、失業、犯罪、家庭崩壊、暴力、薬物依存、社会的差別等様々な福祉課題が生まれてきているなか、問題解決へ介入をすることが早急課題として求められている。しかし今もって“ソーシャルワーカー”としての市民権が得られていない。特に専門家としての就職問題（職域の狭さ、独自の専門領域がない、給料の低さ、重労働）は初期の状況からならんら改善されていない。

そうした背景を受け、ソーシャルワークは新たな理論的介入モデルを模索し始めてきた。閉塞状況のなかで生じた新しいソーシャルワーク理論を三島はまず「反省的学問理論」とした。「エンパワメント」「ストレングス理論」「ナラティブ（物語）理論」等内省的なところにアプローチしていくアプローチがこれに該当する。いわゆる社会福祉の「ポストモダニズム」と総称される理論や視座である。

三島はさらに、エビデンスに準拠したソーシャルワークでは新たなかたちでのソーシャルワーク実践の「科学」化が目指されていることを指摘し、専門家の現在のあり方を次のように言及している。

「専門家は、一方の手に反省的学問理論、もう一方の手にデータに基づく権限をもって実践に望んでいる」と、この表現こそ、まさにソーシャルワーカーのもつ宿命的光と影であり、現在のソーシャルワークの実態であり、一定の〈科学化〉の到達点を現していると思われる。

(2) パールマン (Helen Perlman) の遺言

三島 (2007: 208) はその著書の最後を袋小路から抜け出すヒントを古典に求めることにとどめたいとし、このことばで閉めている。

「ヘレン・ハリス・パールマンは1967年に『ケースワークは死んだ』、翌年『ケースワークはワークしうるか』と題した論文を発表している。～パールマンの『人間の基本的な社会的・経済的・心理的ニードを充足するに足る資源が不足もしくは欠如している状況において、はたしてケースワークは効果的であるうるのか』という問いを引いて、それに答えるべき内容をさらに「援助を提供するためにはケースワークだけではなく、同時にソーシャル・アクション的なプログラムが必要である。両者をとおして社会福祉政策や制度のあり方の充実を志向しなければならぬ。～」という内容で終わらせている。

確かに、まさにこの専門職へのジレンマはパールマンの問いにあり、今尚同じ袋小路にあるのはなぜであろうか。

この論文はこの終章からスタートしてみたいと思っている。

II ナラティブとネットワークの位置

それでは、時代の批判を背景に生まれた、ナラティブとエビデンスさらにはナラティブとネットワークのある種の対立概念はどのような理論枠をもって“いわゆるソーシャルワーク”はパールマンの疑問を乗り越えられたのか、それを史的な葛藤から生まれたそのナラティブの特徴とネットワークの特徴から整理してみよう。

最近盛んに研究方法と介入評価法が議論されている。志村はエビデンスをめぐる科学哲学的

な信念対立を説明するなかで、昨今のソーシャルワークの実践においては、「エビデンスに基づくソーシャルワーク」対「ナラティブ・アプローチ」をひとつの対立として想像できるといっている (志村2008: 巻頭言)。いかにもナラティブ・アプローチのもつ言説の捉え方は、根拠に基づくある実践から説明していこうとするエビデンスとは馴染まないことは一見理解できるかのように思われる。この2つのアプローチが共存していく意味を理論アプローチの変遷のなかで先の三島 (2007) の論点を手掛かりに探ってみよう (一因みに膨大なエコ・システムの文献をまとめた著書をもつ佐藤はアメリカのソーシャルワークの理論変遷を簡単にまとめているので参考にしている (佐藤2008: 4-23))。

まずは精神力学ソーシャルワークとマルクス主義ソーシャルワークの議論はある種の「主観主義と客観主義」の対立概念である。例えば、従来の内的視点に特化し、問題は個人の責任として、ソーシャルワークのもつ「やさしさと権限」、つまり「光と影」をもって介入してきたが、そこにマルクス主義により導入された社会的視点を取り入れ、労働問題として制度変革を主張してきた経緯があった。いわゆる「制度論と技術論」の対立である。この場合は、労働者としてのワーカーの人権、クライアントの人権を守るために国の責任を謳い、理論的には「運動論」で乗り越えてきた経過がある。社会福祉の資源は国の税によってなされ、その決定は正義と公平を謳うソーシャルワーカーの主たる業務であった。しかし、その客観主義的介入からでは社会的にも経済的にも時代の変化と要請、特に多様化する社会問題・課題に対応できない状況が一方にあった。その頂点は1960-1970年代の貧困、恐慌、人権闘争を乗り越えるため

に、パールマンの「ケースワークはワークするか」の投げかけが象徴であった。

たびたび史的対立概念をソーシャルワークは「統合化」で整理してきた経過もここにみる。この統合化で知的議論を乗り越えてきたソーシャルワークはエコ・システム理論が紹介されてきた1980年後半頃から新たな動きを始めた。まずは利用者の人権意識から出てきた三島のいう反省的学問理論、エンパワメントやストレングスさらにはナラティブ・アプローチに代表される理論アプローチである。特にナラティブのもつ力は大きくソーシャルワークの考え方を変えた。内的変化に焦点を当てるという意味でも改めて主観的理論の登場であった。

(1) ナラティブ・アプローチが応えるもの

ナラティブ・アプローチの特徴は客観的な真理というものを想定するのではなく、現実には人々の日常のコミュニケーションのなかで不断に構成されていく、という立場をとる社会構成主義をベースに組み立てられたモデルである。北米では1980年代以降に座を占めてきたシステム思考（エコ・システム論）に替わる可能性をもって登場。ここには論理科学メタファーから物語メタファーへの思想的転換がみられる。グランドセオリーをもたず、断片的で流動的な世界観であり、客観的認識方法への疑義をもっている。また「自己」とは不変な「私」の存在としてみるのではなく、ナラティブ・モデルでは他者によって構成される物語を生きているのが自己であるという発想をする。ソーシャルワークにおける介入対象は個人でもなく、社会でもなく、個人と環境との相互作用でもなく、人々の間で作り出された「物語」である。ソーシャルワーカーはこの物語をクライアントとともに共同で見出していく作業が求められる。染

み込んでいるストーリーを「問題の外在化」等による方法によって取り出し、それを再構成していく。物語は書き直されていく必要がある。こうして既に染め込まれていた問題を新たな物語とすることというアプローチである（注2）。

ここで重要な点は論理的科学、客観的認識方法とは違う断片的で流動的な世界観をもつモデルであり、自己のドミナントストーリーのこだわりからワーカーとの共同作業によってオルタナティブなストーリーをつくっていくことで変化していくことに着眼点をもつアプローチであるということである。

その点では〈科学性〉とも馴染まないし、エビデンスを基軸にする実践とも相容れないモデルでもあろう。しかしながらこの対立軸を「統合化」させることで実際の援助モデルとしてアプローチの可能性を加茂らは述べている（加茂・木下2008：39-46）が、改めてここでも「統合化」が解決のキイとなっていた。

(2) ネットワークが求められる背景

エコ・システム理論から出てきた次の変化は「フォーマル—インフォーマル」の対立用語を用いて非専門家をソーシャルワーク人材のなかに取り入れるパラダイムであった。その契機づくりはサービス供給主体を国、自治体のみならず非公的機関、民間に向けての規制緩和であった。時代が要請する流れとはいえ、ソーシャルワークの歴史は専門職への道のりであった。そのため、改めてでてきた二律背反の矛盾はソーシャルワークの専門性、専門職性に焦点化され、固有の領域と技術探しを余儀なくされた。そのソーシャルワークの領域に非専門家を取り入れることは従来の理論では相矛盾する流れであった。しかし、時代の流れはあくまでも官、民、非営利組織、ボランティアとの協働路線を

求めた。そのため必然的にネットワークの方法が問われ、連携、協働そして「新たな公共」が今日のキーワードとして市民権を得て、理論は地域福祉を基盤として主流となっている。

ネットワークの特徴をみてみよう。まずネットワークとは「ある目標、あるいは価値を共有している人々の間で、既存の枠を越えて、人間的な連携をつくる活動」を意味する（『福祉キーワードシリーズ ソーシャルワーク』：34）。

福山（2009：7）は協働（コラボレーション）との関係からネットワーキングについて述べている。ネットワーキングは調整の一形態であるとし「福祉・保健・医療の専門機関間で、互いの専門性を駆使し、社会のなかで人々の生活支援を包括的におこなうための協働体制を利用者と共に形成することであり、そのプロセスを含む」と規定している。

いずれにしても、人間関係の連携をつくり、社会資源を媒介に協働作業をとおしてつくりあげていく方法をネットワークという。問題が多様化、多元化で複雑になっていく社会では単独での問題解決は難しく、他職種との連携や協働は前提となっている。こうした状況下ではネットワーキングやコーディネーションもしくはチームアプローチの技術が必須となる。しかし技術としてのコーディネーションとか、チームアプローチがネットワークと同概念で説明されていることもあり、今後精練された整理が求められるところである。

以上ソーシャルワークの定義でみた「相談援助」と「連携」をナラティブとネットワークという理論アプローチでみてみた。先に論じたように相反する概念であるが、理論史が語るように、違った二つの概念を「統合化」することで問題解決への取り組みの手掛かりが確認できた。

理論的にはエコ・システム視点での援助アプローチにおいて、クライアントらが言語化し語ることで、クライアント、ワーカー双方がそのナラティブ過程で出てきたエビデンスに基づくデータによって変化していく、そのことで利用者の求める解決へと繋がっていくという、クライアント主体のナラティブとエビデンスが「統合化」されていく手法が一定効果を生み出しているという状況がみられた。

振り返ってみればソーシャルワークの理論史においてパールマンは「診断主義」と「機能主義」の議論の折衷をとり「問題解決アプローチ」で乗り越えようとしたのだった。「統合化」によって矛盾を乗り越えてきた歴史がパールマンの疑問へ応えるようだ。

相反する次の二つの概念は大きな変化の可能性をもっている。ひとつはクライアント主体のソーシャルワークの確立であり、もう一方はソーシャルワークの外在化への道である。このことは単なる専門職化の道ではなくソーシャルワークのもつ普遍化と専門化の両刀づかいの道を表している。

Ⅲ 養成カリキュラムの変遷からよめる ソーシャルワーカー像—マイクロからマ クロへの包括的視点

昨今の時代背景から求められるソーシャルワーカーにはどんな専門的資質が必要であり、養成校（特に大学における養成を視野に入れつつ）はどのようなソーシャルワーカーを養成していこうとするのか、カリキュラムからその像を探っていきたい。ここでは少し、冗長となるが、現在の動向について報告資料等を用いて述べておく。果たして時代の要請に応えられるカリキュラムを用意して、福祉課題に向かえる人材を生み出すことができるのかを問うことにす

る。

(1) 養成課程の変遷

2007年(平成19年)の両福祉士法改定、特に第2条で規定された「社会福祉士」は「～身体上、もしくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障があるものの福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連携及び調整その他の援助をおこなうこと(「相談援助」)を業とする者」をいう。それに伴ってカリキュラム改正、平成21年4月から実施の社会福祉士養成カリキュラムは根本的に2つの点で改変したものであった。

ひとつは日本的ソーシャルワーカーから世界のソーシャルワーカーへと繋がる趣旨がみられること。このことはIFSWのソーシャルワーク定義での理念、人権、社会的正義を明文化した綱領をもったこととも関係する。

さらに、現場の問題解決のための理論と実践を明示し、結びつけてソーシャルワーカーの力量をつけていく。そしてソーシャルワーカーの専門的な職域と待遇改善を目指したものであった。

こうした動向は例えば養成教育や職能団体等の資料でも伺える。

JASSW(日本社会福祉教育学校連盟)の会長である大橋謙策はその会の通信第62号(2009・11月10日)で「社会福祉教育の危機的状況と学校連盟の役割・使命」と題して述べている。「日本の社会福祉教育は、現在危機的状況にある。～『大学全入時代』を迎えたといわれる背景と、“新たな3K職場”というマスコミによる福祉人材に関わるキャンペーン等のなかで、～定員充足率は低く～高校生等からみ

ると魅力のない、将来性のないとみられている。さらに～入学定員割れがおきていること、～養成課程を停止している教育機関も現れてきていることである。～また社会福祉現場に就職する学生が減っており、深刻な人材不足に陥っていることである。～社会福祉業界全般の地盤沈下、ひいては国民が求める社会福祉サービスの低下をもたらすことになりかねない。」

概略で紹介したが、いかにこの社会福祉を取り巻く状況が危機状況にあるかを伝えている。

こうした状況をなんとか乗り越えていくための様々な活動(7月の海の日 ソーシャルワーカーの日等)や福祉人材確保・待遇改善に関する要望書やアピールや研究大会、研修会が相次いで開かれている(注3)。しかし、平成19(2007)年の時点で社会福祉士資格取得者9.5万人(因みに介護福祉士取得者約64万人)の状況下、社会福祉士の任用・活用の状況を表でみると介護保険事業の生活指導員等のうち社会福祉士の資格を有しているものの比率は施設サービスでは約28%、在宅サービスでは約15%となっており、また、これ以外の社会福祉施設等では約6%と低い状況である。またもっとも中心の職場であるはずの福祉事務所の職員のうち社会福祉士資格を有している者の比率は査察指導員、生活保護担当現業員で約3%と極めて低い実態をみるように問題解決への進展はないまま現在に至っている状況である(図表1、注4)。

(2) 改正養成校カリキュラム(新カリキュラム)

昭和62年5月「社会福祉士及び介護福祉士法」制定され、約20年の経過があった平成19年12月5日「社会福祉士及び介護福祉士法等の一部改正する法律」が公布されたのに伴って平成21年4月から新しく変更された社会福祉

士養成教育カリキュラム（新カリキュラムと呼ぶ）がスタートした。

その時の見直しについての説明資料（平成19年12月26日「社会福祉士及び介護福祉士の改正及び社会福祉士養成教育の見直しについて」社団法人社会福祉士養成校協会）「大学における社会福祉士養成の現状と課題」（P318）のなかで「大学のもつアドミッション・ポリシーに基づき独自性のある社会福祉教育をおこなわないながらそのなかで社会福祉士の養成教育をおこなっていくべきである。しかし、その一定の水準を確保し、社会的責任を守っていくためには社会福祉士養成に関わる法令に基づき枠組みを設定し、特に演習や実習の充実を中心として見直しが必要である。～」と述べられているように、大学教育の独自性への配慮もみられる。また日本学術会議社会学委員会社会福祉学分科会（平成20年7月14日）の提言『近未来の社会福祉教育のあり方—ソーシャルワークの専門職資格の再編成に向けて』で、「現状では社会福祉士を養成する教育は限定されがちであり、必ずしも高い実践力をもった人材が養成されていない。ひいては、ソーシャルワーカーの活動内容がみえにくく、ソーシャルワークの社会的認知度が低い状況にある。」と問題点を指摘し、今後のソーシャルワーカー像とあるべき教育への方向性を示している。提言の内容で具体的に5点での見直しを図るとし以下の項目で大学教育との関連に触れて書かれている。

①国家資格である社会福祉士養成を超えた教科内容をもって人材を養成していく。

②大学院教育では、研究者養成だけでなく、高度専門職教育としてスペシフィックな福祉課題に関する専門知識についての教育を推進していく。

③教育内容としては、社会科学や人文科学等

の幅広いカリキュラムで編成できる教育体制として整備し、同時に社会福祉学およびソーシャルワーク実践の固有性について、深みある教育をおこなっていく。

④地方自治体レベルでの研究・教育・実践を連携していくよう、全国レベルではできている職能団体、教育研究機関、地方自治体等が連絡調整するソーシャルケアサービス協議会を、各都道府県レベルでも設置していく。

⑤職能団体や他専門職との密接な関係をつくり、国際社会福祉教育連盟や国際ソーシャルワーカー教会の国際的基準を発展させ、東アジアでの国際基準に基づくソーシャルワーカーの養成教育の推進に積極的な役割を果たしていく。

しかし実際に受験資格取得養成校として申請している限り機関の存続にかけても合格率のこだわりは排除できない現実があるし、また今回の新カリキュラムの科目の置き方や内容からはとても大学独自の福祉教育を含める余裕もないことや教員の資格も実務経験を主と置くところからみる限り大学教育との折り合いは難しいところがある。この課題は福祉領域だけではなく実践を現場として教育する領域の養成校のつきない悩みでもあろう。

それでは、養成するソーシャルワーカーとは、またその役割はどのように規定されて変更されたのであろうか。

成立過程をみると、改めて社会福祉士の定義が変更されたが、またその役割も述べられている。（平成18年12月12日 社会保障審議会福祉部会の意見）

①福祉課題を抱えた者からの相談に応じ、必要に応じてサービス利用を支援する等、その解決を自ら支援する役割

②利用者がその有する能力に応じて、尊厳を

もった自立生活を営むことができるよう、関係する様々な専門職や事業者、ボランティア等との連携を図り、自ら解決することのできない課題については当該担当者への橋渡しをおこない、総合的かつ包括的に援助していく役割

③地域の福祉課題の把握や社会資源の調整・開発、ネットワークの形成を図る等、地域福祉の増進に働きかける役割（P21）

以下実際のカリキュラム内容について項目をあげて述べていく。

背景と目的：

時代は「措置制度から契約制度への転換等、社会福祉士を取り巻く状況は大きく変化しており、今後は様々な福祉課題を総合的かつ包括的に対応できる能力が求められている。そのために、今回の改正カリキュラムは真に社会の要請に応える高い実践力を有する福祉人材の養成を図るため」であるとしている（説明会資料「社会福祉士・精神福祉士・介護福祉士の新たなカリキュラムの作成に向けて」平成20年3月8日P2-3）。
主なる改正点：

従来の科目群を大きく5つに分類している。

1. 人・社会・生活と福祉の理解に関する知識と方法
2. 総合的かつ包括的な相談援助の理念と方法に関する知識と技術
3. 地域福祉の基盤整備と開発にする知識と技術
4. サービスに関する知識
5. 実習・演習

科目の特徴：

特に3科目、「社会福祉援助技術論」「社会福祉援助技術演習」「実習」は改正の目玉であり大きく変更されている。大学等においては実習・演習に関しては教育内容や時間数、さらに教員要件等については厳しく、養成施設と同等

の基準を満たすことが必要となっている。また従来の科目名「社会福祉援助技術論」は「相談援助の基礎と専門職」と「相談援助の理論と方法」という名称で180時間、以前の1.5倍の時間数を組み入れている。しかも内容は「相談援助の基礎と専門職（60H）」では社会福祉士の専門性および定義、相談援助の理念、倫理綱領、ジェネラリストに視点を置く、総合的かつ包括的な援助と他職種連携（チームアプローチ）、「理論と方法（120H）」では人と環境の理論と様々な実践モデルとアプローチ、相談援助の過程、コミュニケーションと面接技法、ケアマネジメント、ケースマネジメント、アウトリーチ、社会資源の活用、調整、開発、ネットワークング、終端援助、スーパービジョン、記録、IT活用等が網羅することが求められている。

従来の3方法である「ケースワーク、グループワーク、コミュニティワーク」の項目や「ソーシャルワーク体系」の説明は除かれている。実際には間接援助技術のレパートリーであった科目はそれぞれ「福祉行政と福祉計画」「福祉サービスの組織と経営」「社会調査の基礎」という科目名でカバーされている。

また、具体的な福祉課題への対応として、「保健医療サービス」「就労支援サービス」「権利擁護と成年後見制度」「更生保護制度」と新しい科目を置いた。

本格的なカリキュラム分析と評価はもう少し時間を必要とするであろう。しかし科目の特徴から感じることは、この内容から果たして、“提言”で述べられている水準の教育が可能であろうか。“思考するソーシャルワーカー”が育つのであろうか。科目群が5つの分野で整理されてはいるが、重層的な構築というより同じレベルで並べられ、そこからどんなソーシャル

ワーカーを育てていくのかがみえてこない。それは科目担当教員の力量と判断に任されているのか、この科目群を学んだ学生は目の前に起きている出来事を解決するためにマニュアルどおり、サービス間の調整をおこなっていくといういかにも機械的な、技術志向型専門職が育っていくような危惧は大ききであろうか。

また、カリキュラムは従来の16科目から22科目に変更し、医療、司法、人権、就労分野の科目を置き社会情勢に対応できる専門家として、基本的に学部レベルでは一応福祉問題に対し横断的に関われる程度の力を求めている。そういう意味ではジェネラリストとしての範疇をその役割としている。

養成カリキュラムと併せて、動き出した認定制度は明らかに大学教育と違って生涯にわたる専門職現任研修制度としてキャリアアップを位置づけている。

これは法改法成立時に付帯決議された内容（「より専門的対応ができる人材を育成するため、専門社会福祉士及び専門介護福祉士の仕組みについて早急に検討を行う」）から検討され、今回2010年3月提出された報告書である。実際の制度開始は平成24（2012）年度からとし、経過措置者からの認定がおこなわれるに準じて用意されたものである。

(3) 専門社会福祉士の第三者機関の認証・認定

第17期の日本学会会議社会福祉・社会保障研究連絡委員会報告『社会サービスに関する研究・教育の推進について』（平成12年5月）で提唱された社会福祉専門職のいわゆる「二階建て構想」（図表2「2008/7/14提言報告」P11）を受けて、社会福祉士会は専門社会福祉士を置くことを正式に検討し、経験と研修等による研鑽から獲得・維持・向上していくシステムを想

定した具体的なキャリアアップ研修プログラムを作成している（『専門社会福祉士認定システム構築にむけた基礎研究事業 報告書』2010年3月）。

それによると、社会福祉士は基礎資格ソーシャルワーカー（ジェネラリスト）と上級社会福祉士にあたる認定ソーシャルワーカー（スペシャリスト）制度の骨子をきめ、2012年からの認定を目指して動き出している（『福祉新聞』2010年4月12日号）。

この制度における認定機関として個人の認定（Certification）および研修の認定（Accreditation）は研修機関としての職能団体、教育機関から独立した第三者機関によっておこなわれることになる。

(4) 考察

今回のカリキュラム改正と研修システムの案は既に動き出しているのでその効果評価と結果は後に出てくるであろう。

理論的には〈科学化〉の方向を示し、実践の領域では援助現場において対応できる人材養成への取り組みが始まっているということで近未来の方向性は打ち出せたということであろう。

しかし、カリキュラムに関しての考察からは、先にも述べたパウルマンが提起した根本的解決はみ出せるのだろうか。果たして資源開発という課題を解決できる人材が生み出せるのであろうか。地域主義のなかで社会資源の調整・開発として謳われているが、今一つカリキュラムからはそれがみえないし、その主張も弱い。さらに人材養成の理論も方法も具体的には伝わらないように思える。

IV 社会資源から社会資本へのプロセス —福祉社会資源論の確立

いみじくも牧里は先の遺言であったパールマンと同じことばでその疑問を投げかけている(牧里2009:66)。「～社会的ニーズをもつすべての人びとに十分豊富な社会資源や社会サービスが整っていなければ、個別的、対人援助をコアとするソーシャルワークは成り立たないことになる。」と牧里は「ヒト」、「モノ」、「カネ」そして情報とも不足している現状に対して、社会資源の根本的解決の必要性を強調する。

この含蓄は今後の問題解決に向けてのソーシャルワーク活動への大きな指針を与えてくれるものと思われる。そのためにも、ここでの重要な概念であり、むしろ理論でもある「社会資源」と「社会開発」について、先行研究に依拠しながら定義していく。なぜならばこうした概念規定こそ、後に述べるコミュニティ・ソーシャルワーカー(以下CSWerという)についての議論を貫くたて糸として作用していくのではないかと思うからである。

(1)「社会資源」とは

1) 社会資源とは

社会資源とは普通の説明ではニーズを充足する社会的諸サービス、保健医療、文化、教育、住宅、通信、交通等すべての資源を表すが、経営や運営のための社会資源は、資金、物品、人材、情報等様々なものから成っている。牧里(2009:67)は「個人のニーズを満たすものをサービス資源、あるいは第一次資源とすると、運営する他のものは運営管理資源、あるいは間接的な第二次資源とも表現される。コミュニティワークに関わる社会資源とはおおむね第二次資源に属するものを主として、開発しながら

サービス資源開発をすることになる」と説明をしている。

社会福祉サービス供給の多元化が謳われているが、いずれにしても資源が十分でなければ利用者のニーズを満たすことができない、いいかえれば問題解決ができないことになり、単なるソーシャルワーカーの脆弱な専門性に帰する問題だけではないだろう。

しかしソーシャルワーカーの役割として社会的問題・課題の解決へ専門的に介入するとなると、個別支援の直接技術の理論・実践だけでなく、間接技術理論・実践へのシフト変換でもないまに、運営管理技術(ソーシャルアドミニストレーション)もその資源があつてこそ、であろう。従ってソーシャルワークに求められる資源開発は基本的な技術として位置づけていく必要がある。

2) コミュニティ・ソーシャルワーカー(CSWer)とは

牧里(2009:72-73)はコミュニティ・ソーシャルワークを資源開発の手法として説明している。その前提として牧里はコミュニティ・ソーシャルワーク(以下CSWという)について説明を加えている。以下はその概要である。

「CSWは1982年の“パークレイ報告”で取り上げられて以来、コミュニティケアを推進する方法として位置づけられた。それは、生活課題をもつ個人や家族に対して、地域社会での日常生活の維持や回復を目的とした専門的サービスを提供するとともに、近隣住民や当事者組織(セルフヘルプグループを含む)等インフォーマルなサポートを組み合わせて自立支援を促進する方法とされる。また、ケースワーク、グループワーク、コミュニティワークまでを統合化した援助方法であり、カウンセリングと社会ケア計画から成るともされている」。

ところで、このコミュニティ・ソーシャルワークであるが、単なるコミュニティで活動するからという意味ではなく、今回のカリキュラム改正からも伺えるが、基本的な範疇として地域を核に住民支援をすることを想定している以上、ジェネリックなコミュニティ・ソーシャルワーカーを今後は養成することを目指すこととなるとされソーシャルワーカー像を重ねている。従ってコミュニティワークは一手法であると思われる。また方法もケースワークやグループワークまで入れた統合的な技術が求められるであろうし、改正科目で盛んに表現されている、総合的かつ包括的方法ということでもあるし、また図表2でみる各分野の課題にも横断的に取り組めるジェネリックさが要求されているものと思われる。しかしこうした名称が既に地域福祉の領域では当然として用いられているとしても、もう少しソーシャルワーク全体の体系の概念整理が必要かと思われる。

3) 考察

上述の牧里の論について、上記の要約から少し議論しておこう。

まず、第一に当然のこととして、地域福祉領域では今では自明として、また後の養成カリキュラム改正とも関係してくるものであるかもしれないが、このCSWの方法に従来の伝統的方法三方法として体系化されていたケースワーク、グループワーク、コミュニティワークまでを統合した方法として取り入れられていること、個別支援、マイクロ支援としてカウンセリング、マクロ的支援として社会ケア計画まで入れ込んでいる体系であるということである。果たして伝統的三方法との関係はどのように整理し、体系化しているのであろうか。因みにコミュニティワーカーとはどんな役割をする人のことであろうか？

次に牧里の論文(2009:73)注視していきたい指摘がある。CSWは、資源開発の枠組みからながめてみると、「～そのままでは既存の資源で終わってしまうインフォーマル資源を社会資源に変え、有効な社会資源を付加価値のついた『社会資産』に変える力を持っていると言える。さらに、蓄積されていく社会資産を次なるサービス開発の社会的投資として活用していく。このような社会資源から社会資産への転換と蓄積の繰り返しの中から、特に人材資源、人間資源に関していえば『社会(関係)資本』(ソーシャル・キャピタル)の形成へとつながるのである。」という。さらに重要なキーワードとして取り上げていきたいネットワーク化への過程にも触れている。「CSWerは、自らを社会資源として地域社会の舞台に登場し、さまざまな人材をつなぎ、あらゆる資源のネットワーク化を促進し、それを社会資産化していく。そしてCSWer自身がコーディネーターとして地域社会のかけがえのない『社会資産』に変身する。(P73)」

つまり、CSWとは個人資源であれ、社会資源であれ、既存資源の有効利用を上手に見つけ出す方法であり、～様々な公私の資源を『社会資産』に転換していく方法といえないだろうか、と牧里は投げかける。

この牧里の指摘は宍戸の考えてきた循環的社会資源の創出過程(宍戸2010)と重なるところであり、まさにソーシャルワーカーの袋小路ジレンマに風穴を開ける可能性への指摘であると捉えた。

(2)「社会開発」とは

1) ミッジリィ(2003)の社会福祉

ミッジリィは社会福祉について触れ、様々な概念を形成する定義を三つの程度で整理してい

る。一つは社会問題が処理される程度、第二にニーズが充足される程度、最後は進歩の機会が与えられる程度としている。社会福祉増進の方策として社会的慈善、ソーシャルワークおよびソーシャル・アドミニストレーションであるとす。そして日本の歴史をみると経済開発は分離し、社会的なニーズを充足させるために慈善や専門的なソーシャルワーク（ソーシャル・アドミニストレーション等）の役割を重視してきた。経済活動こそ、雇用を促進し、様々なサービスの収入をもたらすという前提があり、政策的にも社会サービスプログラムへの支出は経済発展に悪影響を与えるという考え方をもって、なるべく縮小を目標に予算は抑えられてきた。

2) 社会開発とは

ミッジリィ（=萩原2003：4）によると「社会開発」は「社会政策とそのプログラムを経済発展と関係づけることによって人間の福祉を向上させようとするアプローチである。」としている。この社会開発は新しいアプローチではないが、1995年コペンハーゲンで開催された国連世界社会開発サミットの影響から注目を浴びてきた。歴史的にみても社会開発は第三世界といわれる発展途上国に関わりがあるとみられてきたが、改めてこの概念と発展との関係の重要性が認識されてきている。

なぜ社会開発アプローチが経済発展をうながし、福祉プログラムを充実させていくのか、そのプロセスと方法は社会資源の開発とも繋がる場所であろう。

ここでは「社会開発」という大きな概念について本論との関係に関するところを概観しておこう。①社会開発の必要性とその定義、②社会開発と経済開発、さらにソーシャルワークとの関係、③様々な戦略的アプローチの考え方を紹介し、社会資源との関係へ還元していく。

①定義：社会開発とは未だ規定的な定義はないが一般的には以下の範疇で受け入れられているものと思われる。「総合的なマクロの視点を提示するのであって、コミュニティと社会に焦点をあわせ、計画的な介入を強調し、経済的目標と社会的目標を統合するものである。」

②社会開発と経済開発：福祉との関連からみると、ミッジリィの「社会開発が、経済開発のダイナミックなプロセスとの関連で人間の福祉を向上させるプロセスであると定義される、～」という意味を引用してみよう。この前提には「経済的解決策とは無関係にとられる社会的方策では解決されないのである。」という基本的なスタンスがあるからである。それは福祉の基底的課題である貧困問題を取り出すまでもない。

③ソーシャルワークとの関係：ミッジリィは社会開発の方策を3つ提案しているが、ソーシャルワークおよびソーシャル・アドミニストレーションとの関係はどのように考えていけばよいのであろうか。社会的慈善は整理しやすいが、ソーシャルワークとは社会問題を処理するために専門的資質を有する職員を活用して社会福祉を向上させるためのアプローチであるとしている。また援助サービスを提供しない別のかたちのソーシャルワークもあると述べている。社会サービス計画やコミュニティ・アクション等である。そして、ソーシャル・アドミニストレーションのアプローチは社会政策アプローチあるいは社会サービス・アプローチと呼ばれる。これは責任ある政府は公的資源を市民の福祉に提供するものである。現代の社会サービスの例としては、公的教育、社会保障、健康保険、家族手当およびこれに類するサービスがある、とミッジリィは区別し捉えている。

ただ、それでもソーシャルワークの「間接

的」あるいはマクロの実践と呼ばれるものとのように違うのか。マクロの実践にはコミュニティワーク（コミュニティ・オーガニゼーションを含む）、社会政策策定、社会計画、そして社会福祉運営管理等を含むものである。

「いずれにしても過去の社会福祉の考え方の中心的であった選別のおよび制度的アプローチを越えるものである。『選別的小説的アプローチ』は限られた公的資源をもっと貧困層の人々にむけるべきであるとし、『制度的アプローチ』は社会福祉のすべての分野で国家が大々的に関与することを奨める。これらは経済的支援というかたちで社会的介入をおこなうものであり、いずれもが資金造成のために受身的に経済に依存している。そういう点からみればこの『社会開発アプローチ』は“第三の小説的アプローチ”ともいえるであろう。」とジッミリィは結ぶ。

以上ジッミリィの社会開発アプローチの考え方を概観してみたが、今までの社会福祉のジレンマから大きく視点を変え、もっと経済開発と社会介入を調和させる福祉論へと繋がる芽を感じさせるものであろう。今後の理論枠に用いていきたい概念である。

(3) 資源開発理論とアプローチを柱に求められるソーシャルワーク体系

今までの議論を整理してみると、一つ目は二律背反するアプローチに対してエコ・システム理論を軸に「統合化」することでクライアント主体の方向性が一定見出されてきている。二つ目は普遍性と専門性の「統合化」、つまり専門家集団のなかに非専門家の人材をネットワーク化させることで取り入れ問題解決へと繋がる方法を示した。三つ目は内、外在的理論と実践ともに援助の資源開発がなければ進まない。理論的には「社会資源」と「社会開発」の概念を援

用して今後の体系構築の必要性を提案した。

おわりに 一まとめとして

現在動き出した専門職養成カリキュラム・プログラムを先のソーシャルワークの理論変遷からみると、少し大胆な表現が許されるなら、大掛かりな組み換えをしたものの、その枠組みは1920年代の専門職の乱立時代へと向かっていくような危惧を感じる。やっとな観的理論から客観的理論へと、その矛盾を乗り越え、「統合化」理論で地についたソーシャルワーク理論史を形成していこうという時に再度「技術論」に特化したカリキュラムと思われる。先に引用した日本学会議の“提言”にも関わらず、現場教育者による現場教育を柱に組み立てられた内容であり、現場の問題に即対応できる技術家養成を目標にしているようである。

果たして、ソーシャルワーク教育は医師、看護師等、つまり実践教育資格（事業独占資格である専門職、）と並ぶレベルの教育を養成するのであろうか。もしそうなら改めて、ソーシャルワーク教育を資格を目指す専門職養成としてはっきりと位置づける必要がある。それにしても社会福祉士養成を担う、特に大学教育における学部レベルでどこまで育てられるであろうか。大学教育の意義をどこに求めたらよいのであろうか。実務（現場）経験のない理論家は時には、この教育課程に自己の立ち位置の意味をもてないこともあるのではないだろうか。もし技術の専門家を養成することが目的なら欧米のように学部レベルでは一般教養教育カリキュラムをとりながら、順次学年に従って自分の分野を選択し社会福祉学の基礎レベルだけは修了してはいるが本格的には大学院教育が主流となって専門家を育てるという仕組みづくりでない

と、真の意味で大学の養成教育の特徴や国際基準の専門家を生み出すことは難しい。また大学院教育での称号も従来の単なる博士ではなく、アメリカでも用いられているようなソーシャルワーク博士（DSW）のタイトルの区別をする等の検討もそろそろ求められるのではないだろうか。

振り返ってみれば、ここ数年の資格制度に伴う専門職ソーシャルワーカー養成の学問的議論の混乱、その一つに社会福祉学とソーシャルワーク教育の整理、視点を変えた言い方では福祉教育と養成教育の整理がされないままのカリキュラム構築をしてきたのではないだろうかと危惧するが、昨今のこの経過報告でのパブリックコメントでもこうした質問があったようである（注5）。まず重要なことであるが、大学教育には高等教育としての一定の知識習得が求められる。特定の技術を学ぶ専門学校とは違う独自の目的を各機関はもっている。幅広い基礎と専門の学問領域の学びが求められる。われわれは余りにも時代の要請である福祉課題に応える役割を担う人材養成にこだわりすぎたのではないだろうか。その上で初めて、今日の議論である、社会政策、制度として対応する理論と技術養成理論を整理することが必要であったのではないだろうか。社会福祉の歴史は繰り返し同じところで諸刃を振り子のように動かしそのたびに理論根拠を柔軟に変えて対応してきた。ソーシャルワークの理論史においても制度論と技術論等、相反する理論がその機がくると盛り返してくる。どちらの理論も理論武装をその時代の流行によって変えていく。

混乱を、例えばミッジリィの概念定義に依拠して整理してみると、事前に社会福祉の基礎教育を置いた上での案となるが、社会問題処理—この部分は一定社会政策領域で、ニーズ充足—

ソーシャルワーク介入アプローチ開発で、機会の拡充—ソーシャル・アドミニストレーションの領域でと大雑把な養成プログラムを考へてみることも一考ではないだろうか。ただ、こうした整理を試してみても、やはりその基本には「専門ソーシャルワーカーが自立すること」が前提となろう。そのためにも社会資源をいかに確保していくか、特に財源課題を中心にした議論があつてのプログラムづくりがその基底に求められる。ソーシャルワーカーのプライマリーの役割として資源開発を置くことを提案したい。またそのためにソーシャルワーカーの機能拡大と多様な援助形態を受け入れていくことが大切になる。

近未来の“提言”（2008報告）が真の道へと繋がっていくことを望み、今しばらくの動向を注視していきたいものである。

注：

- 1 例えば最近の『ソーシャルワーク研究』は特集に「ソーシャルワークの研究手法」（2009 No. 138）「ソーシャルワーク・リサーチの技法」（2010 No. 140）立て続けにでてきている。
- 2 黒木・山辺・倉石編 「ナラティブ」『福祉キーワードシリーズ ソーシャルワーク』2006 一部変更引用 および六戸（2002）参考
- 3 例えば要望書や提言において
 社会保障審議会介護給付費分科会 大森会長
 「社会福祉士の配置と処遇確保について（要望）」
 平成19年12月26日 日本社会福祉士会 日本社会福祉士養成校協会 日本社会福祉教育学校連盟
 「福祉人材確保・待遇改善に関する緊急アピール（案）」平成20年1月7日 ソーシャルケアサービス従事者研究協議会
 「生活保護制度の見直しに関する提言」平成19年3月23日全国知事会
 社会福祉施設等における生活相談員等に占め

る社会福祉士の数のデータで、実際の社会福祉士資格所持率が極めて低いことを示して改善を求めている。

実際の講演等でも例えばシンポジウム「福祉職・介護職の専門性と社会的地位を高めるために」平成21年3月28日 日本学術会議社会学委員会福祉職・介護職分科会主催

等々、社会的背景を受けて盛んに様々な活動がみられた。

4 『介護福祉士及び社会福祉士の在り方に関する意見』社会保障審議会福祉部会

平成18年12月12日P19

5 ・「社会に応える社会福祉学の基礎とするソーシャルワーク教育の充実のために一認証評価（ア krediteーション事業の実施にむけて）案」日本社会福祉教育学校連盟理事会
平成22年5月15日

・平成22年（2010）年度「通常総会議案書別冊資料」平成22年5月29日

この資料において大学等での教育の質の保証をめぐる問題に対して、社会から要請される大学等における社会福祉学を基礎にしたソーシャルワーク教育の質の担保を図るために第三機関による評価を取り入れる認証評価の基本方針がだされ、教育内容の質の向上を目指すことが述べられている。

案の段階であるので、パブリックコメントで質問がだされている。要約であるが以下引用する。「もっとも基本的かつ根本的な論点となるが、社会福祉の構成原理をどのように考えるのかという点である。『社会福祉学を基礎とするソーシャルワーク教育』という表現がされているが、社会福祉学はソーシャルワーク教育に特化されるものではない。また何をもって『社会福祉学』とするか明らかにされておらず、その範囲と『ソーシャルワーク教育』との関係性も問われていない。このことは社会福祉の教育・研究が社会福祉理論やそれを支える思想・原理によって構成されていることに対する配慮を欠いたものだとわがざるをえない。少なくともこの提案をする前に『社会福祉学』とは何である

のか、『ソーシャルワーク教育』はどのように位置づけるのかについて明確にする必要がある。～」というコメントに対して教育連盟は以下のように答えている。要約であるが、「ソーシャルワーク教育はこれまでの社会福祉の理論や思想・原理等の学問的な基礎の上に形成されるべきとの認識を示している。～社会福祉学は社会福祉の対象や主体、それらの形成の過程や要因、また問題への対処のあり方等をどのように認識するかという学である。一方ソーシャルワーク教育は、それらの学問的な認識方法、知識の基礎の上に立ち、現実社会においてどのような営為をなすのか、ソーシャルワーカーとしての能力開発をおこなう専門職教育であると思う」。大学等における社会福祉学教育とソーシャルワークの教育の位置づけを整理した基本方針であるが、教育界、現場においてもやはり混乱があることを示している。果たして、今後の議論を待ちたい。「入会審査基準に関する基本方針」の制定及び「入会審査基準」の改定についてパブリックコメントP2-3

参考文献：

- 1) 古川孝順（1998）『社会福祉基礎構造改革—その課題と展望』誠信書房
- 2) 高極高宣（1992）『改定日本の福祉士制度—日本ソーシャルワーク史序説』中央法規
- 3) 三島亜紀子（2007）『社会福祉学の〈科学〉性—ソーシャルワーカーは専門職か？』勁草書房
- 4) 二木立代表編者（2008）『福祉社会開発学—理論・政策・実際』ミネルヴァ書房
- 5) 奥田いさよ（1992）『社会福祉専門職性の研究』川島書店
- 6) 伊藤淑子（1996）『社会福祉専門職発達史研究—米英日比較にとる検討』ドメス出版
- 7) 一番ヶ瀬康子、大友信勝、日本社会事業学校連盟編（1998）『戦後社会福祉教育の五十年』ミネルヴァ書房
- 8) 小松源助（1993）『ソーシャルワーク理論の歴史と展開—先駆者に辿るその発達史—』

- 9) 『月刊福祉』全国社会福祉協議会
 特集「福祉専門職養成の課題」同誌2001年6月
 特集「これからの社会福祉士・介護福祉士」同誌
 2007年2月
 特集「福祉人材の育成」同誌2009年8月
- 10) 『ソーシャルワーク研究』相川書房
 ① 特集「ソーシャルワークアプローチ再考」
 同誌(1995) No. 83
 ② 渡部律子(2003)「改革期におけるソーシャルワークの行方」『ソーシャルワーク研究』No. 115 P4 特集『改革期におけるソーシャルワークのゆくえ』同誌(2003) No. 115
 ③ 特集「ソーシャルワークの質的研究方法」
 同誌(2002) No. 108
 ④ 佐藤(2008)「エビデンス・ベースト・ソーシャルワーク—成立の過程と意義」『ソーシャルワーク研究』No. 133 4-23 特集「エビデンス・ベースト・ソーシャルワーク」同誌(2008) No. 133
 ⑤ 福山(2009)「ソーシャルワークにおける協働とその技法」『ソーシャルワーク研究』No. 136 P7 特集「ソーシャルワークにおける連携と協働の技法」同誌(2009) No. 136
- 11) 厚生省社会・援護局施設人材課監修(財)社会福祉振興・試験センター編集(1997)『第2次改定社会福祉士・介護福祉士関係法令通知集』第一法規
- 12) 牧里「社会福祉実践を支える資源開発の方法—プラン策定からプログラム(プロジェクト)開発,そしてサービス開発へ」『社会福祉研究』第105号 鉄道弘済会 2009
- 13) 日本学術会議 社会学委員会社会福祉学分会(2008/7/14)『提言 近未来の社会福祉教育のあり方について —ソーシャルワーク専門職資格の再編成に向けて—』
- 14) ㈱日本社会福祉士会 専門社会福祉士研究委員会(2010/3)『専門社会福祉士認定システム構築にむけた基礎研究事業 報告書』
- 15) Putnam, Robert (1993) Making Democracy Work, Princeton University. (=2001, 河田潤一訳『哲学する民主主義—伝統と改革の市民的構造』NTT出版)
- 16) Midgley, James (1995) Social Development-The Developmental Perspective in Social Welfare, SAGE publication Ltd. (=2003, 萩原康生訳『社会開発の福祉学—社会福祉の新たな挑戦』旬報社)
- 17) 宮川公男, 大守隆編(2008)『ソーシャル・キャピタル—現代経済社会のガバナンスの基礎』東洋経済新報社
- 18) 坂田周一(2003)『社会福祉における資源配分の研究』立教大学出版会
- 19) 宍戸(2002)「社会福祉教育における『語り』の意味」『研究紀要』第3号別刷り 中部学院大学 中部学院大学短期大学部 2002年3月
- 20) 宍戸(2010)「新たな福祉サービス供給主体としての循環的社会資源のデザインの可能性—第3セクターの資金調達の問題をとおして」『名古屋学院大学(社会科学篇)』Vol. 46-4 2010年3月
- 21) ヘレンH. パールマン, 仲村, 横山訳「海外論文紹介,『ケースワークは死んだ』(善訳)『ケースワークはワークしうるか』(要約)『ケースワークと“小さくなった人”』(要約)」『社会福祉研究』No. 8 P84-93 鉄道弘済会センター 1971年4月

図表 1

参考資料：①

介護保険事業従事者の生活相談員等に占める社会福祉士の数

介護保険事業における生活相談員等の社会福祉士資格所持率は、入所系で約 28%、通所系は約 15%である。

単位：人

施設・在宅サービス	生活相談員等数	うち社会福祉士数	比率
○施設	13,504	3,753	27.8%
介護老人福祉施設	7,998	1,890	23.6%
介護老人保健施設	5,506	1,863	33.8%
○在宅サービス	35,797	5,363	15.0%
通所介護	26,656	3,158	11.8%
通所リハビリテーション	2,537	687	27.1%
短期入所生活介護	6,604	1,518	23.0%
合 計	49,301	9,116	18.5%

(注)「介護サービス施設・事業所調査」厚生労働省大臣官房統計情報部（平成 16 年度・平成 16 年 10 月 1 日現在）より引用。常勤・非常勤を含めた人数（実数）である。

参考資料：②

福祉事務所の職員に占める社会福祉士の数

福祉事務所における職員の社会福祉士資格所持率は極めて低い。

単位：人

職 種	人員数	うち社会福祉士数	所持率
所 長	1,226	12	1.0%
次 長	34	4	11.8%
課 長	340	32	9.4%
係 長	2,352	88	3.7%
査察指導員	305	8	2.6%
生保担当現業員	11,372	318	2.8%
二法担当現業員	359	4	1.1%
五法担当現業員	7,185	282	3.9%
計	23,173	748	3.2%

(注)「福祉事務所現況調査」厚生労働省社会・援護局総務課（平成 16 年 10 月 1 日現在）より引用

図表2 ソーシャルワーク専門職の資格制度の再編成

		国家資格	認定資格 (アクレデーション)	権利擁護対応ソーシャルワーカー	退院・退所対応ソーシャルワーカー	虐待対応ソーシャルワーカー	就労支援ソーシャルワーカー
社会福祉士	精神保健福祉士						
	医療ソーシャルワーカー						
	高齢者ソーシャルワーカー						
	障害者ソーシャルワーカー						
	児童家庭ソーシャルワーカー						
	スクール・ソーシャルワーカー						
	司法ソーシャルワーカー						

(注) 日本学術会議「近未来の社会福祉教育のあり方について—ソーシャルワーク専門職資格の再編成に向けて—」平成20(2008)年7月14日P11より引用